令和7年2月市議会 総務委員会資料

第14号議案 令和7年度長崎市一般会計予算

<目 2	ケ>													•	~-·	ジ
(歳出)																
【2款	総務費	1項	総務管	理費	1目	— 舟	设管理	費】								
1	未収金対策	传費(個	責権回収	業務委	美託)				•	 •	•	•	•	•	3 ~	5
2	未収金対策	传費(個	責権管理	台帳シ	ノステュ	ム整備	費)		•	 •	•	•	•	•	6 ~	8
【2款	総務費	1項	総務管	理費	6目	財產	宦管理	費】								
1	市有財産解	彈体費							•	 •	•	•	•	•	9 ~	14

財 務 部 令和7年2月

<	目	次	>
•			-

ページ

【2款	火 総務費	2項	徴	党 費	1目	税務網	忩務뤃	費 •	2目	賦	は 誤	Ę	費】
1	税務総務費	事務費	ほか	(標準化	化対応)	• •						•	· 15~25
【2款	火 総務費	2項	徴和	说 費	2目	賦言	果	貴 】					
1	個人住民稅	誤税シ	ステュ	ム整備3	費 • • •	• •	• •					•	· 26~30
【債務	系負担行為 】												
1	個人住民稅	ዸ課税シ	/ステ <i>』</i>	ム改修す	委託••							•	· 31~34
	(新扶養情報	報連携	• e L	TAX	5期更	改対応)						
(歳入))												
1	市税の状況											•	· 35~40
2	地方譲与税	で交付	金・均	也方交付	寸税の状							•	· 41~45
				財	務	部							
				수	和 7 年	2 日							

新市役所創造アクションプラン該当事業 B2 財政運営の健全化

		予算説明書			事業名	予算額	
ページ	款	項	目	番号	事業名	了 异 俄	
110~111	2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	4 — 6	未収金対策費 (債権回収業務委託)	千円 9,540	

1 概要

(1) 目的

催告等を行ってもなお回収困難な「非強制徴収公債権・私債権」のうち、 個別催告や訪問調査等の回収業務を弁護士法人に委託することで、より効 率的かつ効果的な債権管理を図るもの。

令和6年度は、収入未済額が多い3債権について委託しているが、効果が 実証されたことから、委託債権を20債権に拡大するもの。

(2) 債権回収の流れ

ア 自力執行権あり(自力で差押できる)

①強制徴収公債権

・滞納者に対し、自力で差押えなどを 行うことで債権回収が可能 例)税、保育料

イ 自力執行権なし (差押の権限なし)

②非強制 徴収公債権 (民間にもある) ③私債権

未納

・強制執行には 法的手続きが必要例)貸付金、住宅使用料家賃

回収の流れ

債権所管課

督促・催告

所在調査等

特別滞納整理室 法的手続き

(3) 課題



- ・個別の文書催告や電話・訪問催告を継続して行うと、90 %以上が納付につながる
- ・所管課では、債権管理と他の業務を並行して行うため、催 告に反応しない未納者への個別対応に手が回らない状況 となっている。

課題解決のため、回収業務を弁護士法人に委託

(4) 委託内容及び委託先

ア 委託内容:・連帯保証人を含めた定期的な催告

·訪問調査

・所在不明者及び相続人調査(第2順位まで)

・納付交渉、分納管理事務 など

イ 委託先

非弁行為である催告や納付交渉を制限なく受託可能な 者は弁護士のみ。

多様でかつ件数が多い債権を、債権数の限定なく受託可能な弁護士法人へ委託するもの。

(5) 令和6年度における効果

生活保護費過払返還金等の3債権を委託し、一定の効果が見られた。

- ア 長期間焦げ付いた回収困難債権が回収につながる
 - ・回収額 約1,700万円(R6.7月~12月の6か月間) ※委託債権額約1億2千万円(R6.12月末現在)のうち
- イ 委託対象者の1/3が、完済もしくは分納を開始
 - ・「弁護士」からの短期間での継続した催告により、債務者 との納付交渉に成功
- 3債権以外の債権についても効果が見込まれるため、 委託債権を20債権に拡大し、早期に効率的な債権管 理(回収・緩和)につなげる。

(6) 委託債権

R6年度

(「その他債権」の収入未済額のうち約8割を占める)

- ① 生活保護費過払返還金
- ② 母子父子寡婦福祉資金貸付金回収金
- ③ 住宅使用料家賃等

3 債 権

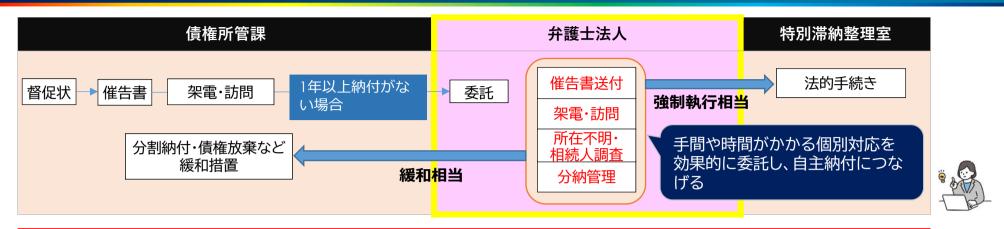


(7) 事業費

- 9,540千円(公営企業会計分除く)
- ◆令和6年度実績や先行他都市を参考に以下のとおり算定 委託債権額 × 回収見込み率 × 成功報酬率

		R7	7年度の委託	予定		
		債権名		件数	委託債権額 (千円)	
	1	生活保護費過払返	還金	331	49,190	
現 行	2	母子父子寡婦福祉 回収金	L資金貸付金	80	31,904	
	3	住宅使用料家賃等	-	126	52,695	
	4	児童扶養手当過誤	以上,因此是一个人,	20	8,292	
	⑤	学校給食費		137	4,190	
	6	災害援護資金貸付	金	3	2,195	
	7	長崎市奨学金返還	金	13	1,601	
	8	国民健康保険一船 返納金	设被保険者	33	1,030	
	9	保育所等食費		12	532	2
\ <u>.</u>	10	高齢者福祉費負担	金	1	507	0
追加	11)	長崎地域外来・ 使用料	食査センター	45	478	債権
	12	報酬等返還金		3	361	
	13	土地貸付料		1	124	
	14)	小学校低学年受入	、保護者負担金	1	93	
	15	延長保育料		4	48	
	16	夜間急患センター	-使用料	3	30	
	17	就学援助費返還金	<u> </u>	1	19	
	18	し尿処理手数料		2	6	
	_	·般会計·特別会計	小計(A)	816件	153,295千円	
追	19	水道料金		280	8,800	
加	20	水洗便所改築資金	貸付金	24	5,617	
	1	公営企業会計	小計(B)	304件	14,417千円	
		合	計(A)+(B)	1,120件	167,712千円	

2 委託後の債権管理の流れ



効率的かつ効果的な債権管理を行うことで、令和7年度決算では「その他債権」の収入未済額 8億円台を目指す (令和5年度 約9億2,000万円)

3 財源内訳

Ī				財源内訳					
	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※1	一般財源			
	千円 9,540	千円 一	千円 一	千円 一	千円 3,035	千円 6,505			

※1 特別会計からの徴収等事務費負担金

4 スケジュール

令和6年度	令和7~8年度				
委託開始	委託債権を拡大(長期継続契約)				

		予算説明書			事業名	予算額	
ページ	款	項	目	番号	事業名	了异 稅	
110~111	2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	4 – 6	未収金対策費 (債権管理台帳システム整備費)	千円 1,764	

1 概要

(1) 目的

全ての所管課が経理事務において使用する財務会計システムと連携した債権管理台帳システムを構築することで、簡便に適正な債権管理が可能となる環境を整備するもの。



| 債権管理台帳・・・債務者の氏名、債権発生年月日、 | 収納履歴、交渉内容などを記録し | たもの。

(2) 債権管理条例による規定

債権管理条例では、次のことを規定

- ① 全庁をあげて適正な債権管理を行うことは市の責務
- ② 適正な債権管理のために、<u>債権管理台帳</u>を整備すること

債権管理のためのシステムがある債権 約**10**種類

未収金を有する債権 約60種類のうち

(3) 課題

システムを保有していない多くの所管課では



・財務会計システムは、個々の債権管理を想定したものではないため、時効や分納の管理、交渉内容の記録など、債権管理に必須となる機能がない。



- ・管理方法が紙媒体やエクセルなど、所管によってバラバラ。
- ・管理が属人的で、業務の継続性や安定性が不十分。

効率的かつ適正な債権管理のため、 債権管理台帳システムが必要

2 解決手段

全庁において適正な債権管理を確実かつ簡便に行うために、財務会計システムと連携できる債権管理台帳システムを整備する。

(1) 主な機能

- ア 財務会計システムとのデータ連携 (納付書発行データ、収納消込データ)
- イ 債権管理台帳としての管理機能 (債務者情報、収納情報、時効、分割納付、調定年 次繰越処理、延滞金計算など)

(2) スケジュール

令和7年度					令和8年度					
4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4月~		
プロポ 方式!: 業者	ーザル こより 選定			構築業務	· · · · · · · · · · · · · ·	導	入テスト	本格運用開始		
				サーバー	─等機器賃 ─	貸借				

(3) 契約期間

ア 構築業務委託

令和7年9月~令和9年3月31日(債務負担行為)

イ サーバー等機器賃貸借 令和7~12年度の5年間(長期継続契約)

(4) 事業費

14,991千円(構築期間に係る費用)

区公	区分 内容 事業費		支出	 予定額	説明
区刀	八台	尹禾貝	令和7年度	令和8年度	高 兀・ソカ
委託料	システム構築 業務委託料	10,203千円	-	10,203千円 債務負担行為	システム構築費
使用料	サーバー等	4 700 T III	1,764千円	3,024千円	システム構築に伴い使用
及び 賃借料	機器賃貸借	4,788千円	長期終	継続契約	するサーバー等の機器の 賃貸借に必要な経費
合計		14,991千円	1,764千円	13,227千円	

(参考) 年間の維持費見込

内容	維持費/年
保守委託料	1,440千円
サーバー等 機器賃貸借	3,024千円
合計	4,464千円

3 財源内訳

事業費			財源内訳		
事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千	9 千円	千円	千円	千円	千円
1, 76	1 -	_	_	_	1, 764

4 債務負担行為

・システム構築委託においては、令和7年度から8年度にかけて約1年程度の構築期間を確保する必要があるため、債務負担行為を設定

債権管理台帳シス・	二/堪筑禾红			財源内訳		
関催官垤ロ恢ンへ	/		特定財源			
期間	限度額	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
令和7年度から 令和8年度まで	千円 10,203	千円	千円 一	千円 一	千 円 -	千円 10,203

		予算説明書			事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号	 	17 开饭
118~121	2 総務費	1 総務管理費	6 財産管理費	2-8	市有財産解体費	千円 190,395

1 事業の概要

老朽化による建物の解体

2 事業内容

1) 解体工事費 170,324千円

ア 旧三重地区西部住民センター(施設概要①) [三重地区] 69,773千円

イ 旧和みの里(施設概要②) [琴海地区] 14,439千円

ウ 旧外海公務員住宅(施設概要③) [池島地区] 48,522千円

工 旧池島地区公民館(施設概要④) [池島地区] 37,590千円

(2) 委 託 料 19,802千円

ア 石綿含有分析等委託料(旧玉園町公舎ほか) 9,678千円

イ 調査委託料(旧野母崎樺島地区公民館土質調査ほか) 9,124千円

ウ 産業廃棄物処理委託料 1,000千円

(3) その他経費 269千円

3 財源内訳

古光井			財源内訳		
事業費	国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
190, 395	_	_	153, 200	_	37, 195

※ 公共施設等適正管理推進事業債 (1)の解体工事費 充当率 90% 交付税措置なし

4 施設概要

1

名称 旧三重地区西部住民センター 所在地 長崎市樫山町 2 8 0 4 番地 建物構造等 鉄筋コンクリート造 2 階建

延床面積 527.65㎡

建築年月 昭和48年7月(築51年)







出典:国土地理院地図(「三重地域センター」「当該地」及び図形を追記して作成)

2

名称 旧和みの里

所在地 長崎市琴海大平町2076番地1

建物構造等木造2階建ほか

延床面積 102.16㎡ほか

建築年月 昭和46年4月(築53年)



出典:国土地理院地図(「当該地」及び図形を追記して作成)





3

名称 旧外海公務員住宅

所在地 長崎市池島町21番地2

建物構造等コンクリートブロック造2階建

延床面積 119.42㎡

建築年月 昭和51年4月(築48年)

4

名称 旧池島地区公民館

所在地 長崎市池島町985番地

建物構造等 鉄骨造 2 階建

延床面積 499.95㎡

建築年月 昭和42年4月(築57年)



出典:国土地理院地図(「③旧外海公務員住宅」、「④旧池島地区公民館」 及び図を追加して作成)





自治会集会所用地となっている長崎県有地と市有地の交換に係る長崎市 の対応

本件は、各自治会が安心して地域コミュニティ活動を継続していけるよう、自治会集会所用地となっている長崎県有地と本市の財産の交換の協議を行ってきたものであり、今後は次のように進める。

- 1 自治会集会所用地となっている長崎県有地(うち小ヶ倉団地自治会集会所用地を除く。)と、長崎 市が交換の対象用地として提案した玉園町の市有地について交換を承諾する旨の回答を受け、長崎市に おいては、正式にこの条件により交換を進める。
 - ※ 長崎市において同土地上の建物を解体し更地にすることが条件
- 2 小ヶ倉団地自治会集会所用地は長崎県において管理する部署と会計が異なるため、1の交換とは別に、 引き続き協議を進める。

長崎県の財産(自治会集会所用地)

愛宕団地自治会集会所用地 平和町自治会集会所用地 戸町3丁目自治会集会所用地



長崎市の財産



小ヶ倉団地自治会集会所用地



市有財産

自治会集会所用地となっている長崎県有地と市有地の交換に係る長崎市 の対応

【今後の想定スケジュール】

令和7年2月市議会 旧玉園町公舎のアスベスト調査に要する経費の予算計上

令和7年4月~10月 旧玉園町公舎アスベスト調査、同公舎解体に要する経費の見積もり

令和7年11月 旧玉園町公舎解体は要する経費に係る予算議案の提出

令和8年1月以降~ 旧玉園町公舎解体に係る入札手続、解体工事

令和8年上半期 長崎県有地と長崎市有地の交換に係る仮契約の締結

令和8年下半期 長崎県有地と長崎市有地の交換に係る議案の提出

財産の交換の契約成立後、自治会において自治会集会所用地として活用

(※) 今後の対応及び県有地の交換までの間の自治会集会所用地としての使用については、長崎県と覚書を交わした上で進める。

		予算説明	書		声 光 <i>口</i>	マ体奶	
ページ	款	項	目	番号	事業名	予算額	
140~143	2 総務費	2 徴税費	1 税務総務費	2 – 1	税務総務費事務費 (うちシステム標準化に要する経費)	29, 3;	千 円 2 6
142~143	2 総務費	2 徴税費	2 賦課費	1 – 3	固定資産評価費 (うちシステム標準化に要する経費)	3, 8	千円 5 0
142~143	2 総務費	2 徴税費	2 賦課費	1 — 4	固定資産税賦課費 (うちシステム標準化に要する経費)	6, 5	千円 3 5
142~143	2 総務費	2 徴税費	2 賦課費	1 – 5	市民税賦課費 (うちシステム標準化に要する経費)		千円 9 7
142~143	2 総務費	2 徴税費	2 賦課費	1 — 9	諸税賦課費 (うちシステム標準化に要する経費)		千円 8 9

1 事業概要

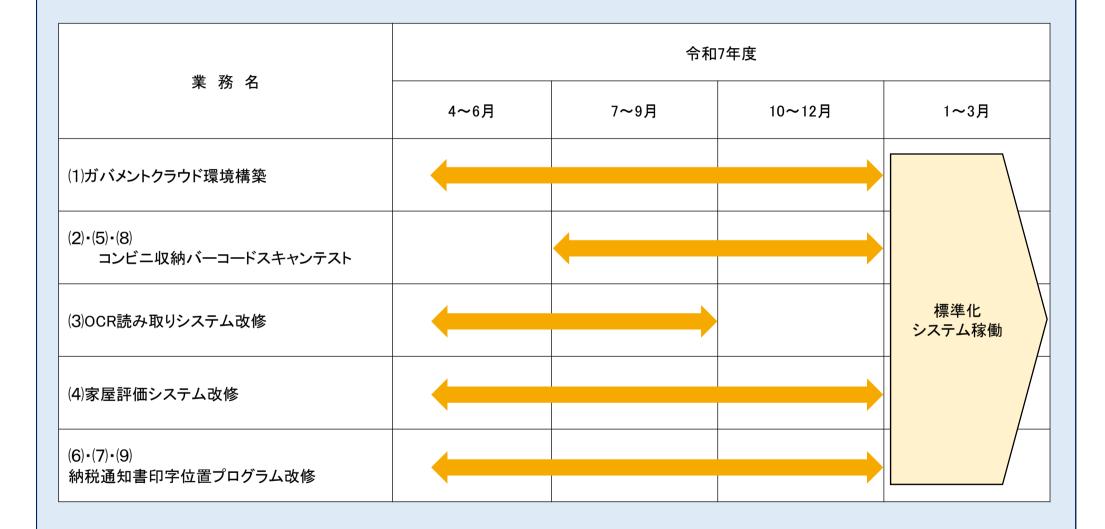
長崎市は、住民記録や税など自治体の主要な20業務を処理するシステムについて、原則として令和7年度末までに現行のシステム事業者が開発する標準準拠システムに移行することとしており、市税の賦課、徴収に係る業務で使用している税系システム、個人住民税課税システム及び滞納整理支援システムについては、令和8年1月移行予定としている。

標準準拠システムへの移行にあたり、関連して必要となる家屋評価システム改修費やコンビニ収納バーコードスキャンテスト費等の予算を計上するもの。

2 事業内容

事業名	業務	金額
税務総務費事務費	(1) ガバメントクラウド環境構築費 (15,301千円) 標準化後の滞納整理支援システムをガバメントクラウド上で運用するための、ガバメントクラウド上の環境構築等を行うもの (2) コンビニ収納バーコードスキャンテスト費 (308千円) ※令和6年11月減額補正分標準化後の税系システム及び滞納整理支援システムから発行する納付書について、コンビニ納付の場合にコンビニ側でバーコードを読み取ることができるかテストを行うもの (3) OCR読み取りシステム改修負担金 (13,717千円) 標準化後の税系システム等から発行する納付書について、OCR読み取りを委託している(株)十八親和銀行の現行システムでは一部の納付書が読み取りできなくなるため、銀行が行うシステム改修に係る費用を負担するもの	29, 326千円
固定資産評価費	(4) 家屋評価システム改修費 (3,850千円) <mark>※令和6年11月減額補正分</mark> 家屋評価の際、屋根・壁体・基礎・仕上・建具等の部分毎に、使用される資材や数量等により評価額の計算を行う家屋評価システムを標準化後の税系システムと連携させるために改修するもの	3,850千円
固定資産税賦課費	(5) コンビニ収納バーコードスキャンテスト費【固定資産税】 (308千円) ※令和6年11月減額補正分 (6) 固定資産税納税通知書印字位置プログラム改修費(6,227千円) 納税通知書等の印字を標準化様式へ対応するためのプログラムを改修するもの	6, 535千円
市民税賦課費	(7) 個人住民税納税通知書等印字位置プログラム改修費(5, 797千円)	5, 797千円
諸税賦課費	(8) コンビニ収納バーコードスキャンテスト費【軽自動車税(種別割)】 (410千円) ※令和6年11月減額補正分 (9) 軽自動車税(種別割)納税通知書印字位置プログラム改修費(2,379千円) ※令和6年11月減額補正分	2, 789千円

3 スケジュール



4 財源内訳

• 税務総務費事務費

事業費	財源内訳							
尹未 其	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源			
千円 29, 326	千円 -	千円 -	千円	千円 29, 326	千円 -			

• 固定資産評価費

※ デジタル基盤改革支援補助金 (補助率 10/10)

市 类 弗	財源内訳						
事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源		
千円 3,850	千円	千円 -	千円	千円 3, 850	千円 -		

• 固定資産税賦課費

※ デジタル基盤改革支援補助金 (補助率 10/10)

— 古 类 弗	財源内訳						
事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源		
千円 6, 535	千円 -	千円 -	千円 -	千円 308	千円 6, 227		

※ デジタル基盤改革支援補助金(補助率 10/10) 【補助対象経費】コンビニ収納バーコードスキャンテスト費 308千円

4 財源内訳

・市民税賦課費

市 类 弗		財源内訳							
事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源				
千円 5, 797	千円 -	千円 -	千円 -	千円	千円 5, 797				

• 諸税賦課費

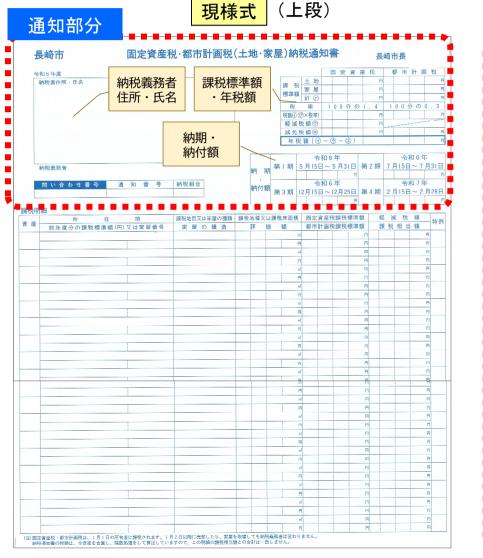
市		財源内訳						
事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源			
千円 2, 789	千円 -	千円 -	千円 -	千円 410	千円 2,379			

※ デジタル基盤改革支援補助金(補助率 10/10) 【補助対象経費】コンビニ収納バーコードスキャンテスト費 410千円

(1) 固定資産税

≪変更点≫

・現様式では、住所・氏名や税額の通知部分と資産の所在地や評価額等の課税明細部分と併せて1枚だったが、新様式では通知部分と課税明細部分がそれぞれ別葉となる。





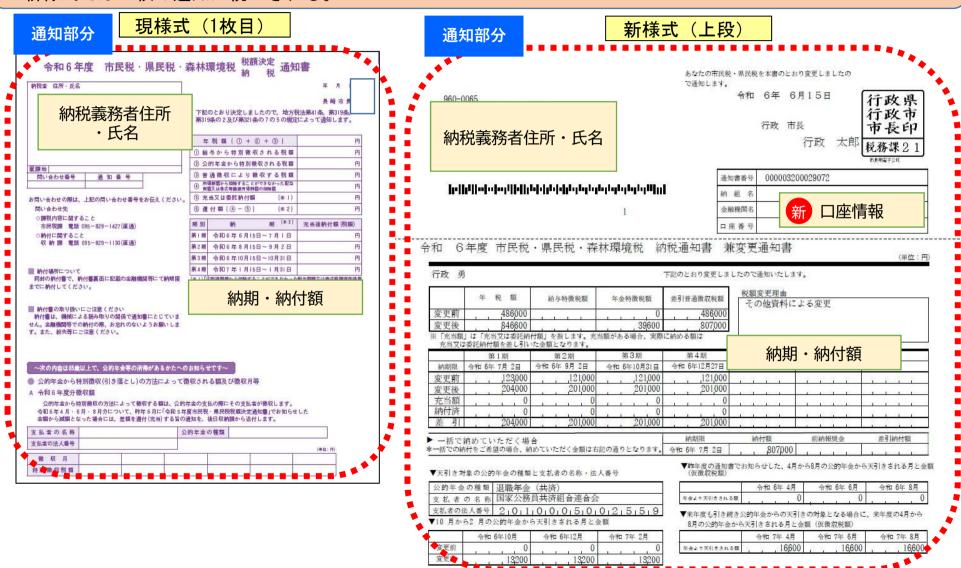
(1) 固定資産税

	現様式(下	段)	課税明細部	部分	新様式		2枚目)	
崎市 固定資産	産税·都市計画税(土地·家屋)納税	总通知書 長崎市長	NN	199年度(賦課	年度 NN99年度) 固定資 (土地・家屋)課税明細書		計画税 №●年●	(職務代理者) ●
6年度 No. 税者住所・氏名	標準調 稅 稅關(沙) 輕減效(沙) 減免稅 年 稅 包	計 ⑦	前限 養務者 医名又は名称 医分上地又は家屋の所在地口 遊配地口又は種類・用途 現成地目又は種類・用途 東属書号又は英用土地の時分割合 備考	00000000000000000000000000000000000000	面積(m) 連筆年 面積(m) 現込結構 本面積(m) 現込結構 本面積(m) 現込基根 小板値を形 一般を名用 上部以外のし MOSOCOCOCO	都 前年度課 計	9999999999999999999999999999999999999	NN/NN ~ 9999999 本期課稅援季報 華護稅額(円) 相当稅額(円) 本期課稅援率額 市員稅額(円) 相当稅額(円) 相当稅額(円) 「所在地・
競技	新税組合 熱付額 第3期 121 課税地目又は家屋の種類 課税地積又は課税床面積	令和6年 令和7年 令和7年 月15日~12月25日 第4期 2月15日~2月28日	研媒地 市球化田 9999999999999999999999999 個考 維維 研修化品 中野化品 999999999999999999999999999999999999	ZZ,ZZZ,Z29.99 ZZ,ZZZ,Z29.99 ZZ,ZZZ,ZZ9.99 ZZ,ZZZ,ZZ9.99 ZZ,ZZZ,ZZ9.99 ZZ,ZZZ,ZZ9.99 ZZ,ZZZ,ZZ9.99	9,999,999,999,999,	計 計 22,222,229 第 22,222,229		価額: 票準額 = 9,999,999,999, 9,999,999,999, 9,999,99
資産所在地・	NIN	N99年度(賦課年度 NN99	(年度) 田宁答帝	47年	計画紙			
課税標準額等	か祝 教務者 住所又は所在地 義務者 氏名又は名称	(土地•家	屋) 課税明細書 	A为是"石田」」		NN●年 ●●●± 9999999999	長(職務代理者) ●● NN/NN ペ	・・ ジ
	新税 住所又は所在地 業務者	(土地•家	屋) 課税明細書		999	•••	長(職務代理者) ●● NN/NN ペ 99999999	ージ
	新税 住所又は所在地 業務者	(土地・家	屋) 課税明細書 	血知 書番号	999 課税標準額(円)	999999999	長(職務代理者) ● NN / NN ペ 999999999 本則課税標準額(ージ
	新税 義務者 住所又は所在地 長名又は名称	(土地・家)	屋) 課税明細書	血知 書番号	999 課税標準額(円) ^{課税標準} 額又は比準課税標準額	999999999	長(職務代理者) ●● NN/NN ペ 99999999 本則課税標準額(軽減税額(円)	ージ
	新税 義務者 住所又は所在地 氏名又は名称 区分 土地又は家屋の所在地口 登記地目又は種類・用途 現況地目又は構造	(土地・家) 登記地積又は床面積(㎡) 建築年 現況地積又は床面積(㎡) 現況階層	屋) 課税明細書	血知 書番号	999 課税標準額(円) 環税標準額又は比難課稅標準額(減免税額(円)	999999999	長(職務代理者) ● NN NN ペ 999999999 ペ	ージ 円)
	新税 義務者 住所又は所在地 氏名又は名称 区分 土地又は家屋の所在地口 登記地目又は種類・用途 現況地目又は構造 家屋番号又は共用土地の持分割合	(土地・家)	屋) 課税明細書	魚知書番号 □ □ 前年度能	999 課税標準額(円) ^{果税標準額又は比準課税標準額(減免税額(円)} 課税標準額(円)	9999999999999999999999999999999999999	長(職務代理者) ●● NN/NN ペ 99999999 本則課税標準額(軽減税額(円) 相当税額(円) 本則課税標準額(ージ 円)
	新税 義務者 住所又は所在地 氏名又は名称 区分 土地又は家屋の所在地口 登記地目又は種類・用途 現況地目又は構造	(土地・家) 登記地積又は床面積(㎡) 建築年 現況地積又は床面積(㎡) 現況階層	屋) 課税明細書	魚知書番号 □ □ 前年度能	課税標準額(円) 県税標準額又は比準課税標準額(減免税額(円) 課税標準額(円) 東税標準額(円)	9999999999999999999999999999999999999	長(職務代理者) ● ● NN NN ペ 999999999 本則課稅標準額(軽減稅額(円) 相当稅額(円) 本則課稅標準額(軽減稅額(円)	ージ 円)
	新税 義務者 住所又は所在地 氏名又は名称 区分 土地又は家屋の所在地口 登記地目又は種類・用途 現況地目又は構造 家屋番号又は共用土地の持分割合	(土地・家) 登記地積又は床面積(㎡) 建築年 現況地積又は床面積(㎡) 現況階層	屋)課税明細書	魚知書番号 □ □ 前年度能	票税標準額(円) 果税標準額又は比準課税標準額(減免税額(円) 課税標準額(円) 果稅標準額又は比準課稅標準額 減免税額(円)	9999999999999999999999999999999999999	長(職務代理者) ● ● NN / NN ペ 999999999 本則課稅標準額(軽減稅額(円) 相当稅額(円) 本則課稅標準額(軽減稅額(円) 相当稅額(円) 相当稅額(円)	一ジ 円)
	新税 義務者 住所又は所在地 氏名又は名称 区分 土地又は家屋の所在地口 登記地目又は種類・用途 現況地目又は構造 家屋番号又は共用土地の持分割合	(土地・家) 登記地積又は床面積(㎡) 建築年 現況地積又は床面積(㎡) 現況階層	屋)課税明細書 不動産番号 評価額(円) 小規模住宅用地	毎年本号 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間	課税標準額(円) 環稅標準額又は比準課稅標準額 減免稅額(円) 課稅標準額又は比準課稅標準額 減免稅額(円) 減免稅額(円) 減免稅額(円)	99999999999999999999999999999999999999	長(職務代理者) ●● NN/NN ペ 999999999 本則課税標準額(軽減税額(円) 相当税額(円) 本則課税標準額(軽減税額(円) 相当税額(円) 都計	一ジ 円) 円)
	新税 義務者 住所又は所在地 氏名又は名称 区分 土地又は家屋の所在地口 登記地目又は種類・用途 現況地目又は構造 家屋番号又は共用土地の持分割合	(土地・家) 登記地積又は床面積(㎡) 建築年 現況地積又は床面積(㎡) 現況階層	屋)課税明細書 不動産番号 評価額(円) 小規模在宅用地 一般住宅用地	魚知書番号 □ □ 前年度能	999 課税標準額(円) 果税標準額又は比準課稅標準額(減免税額(円) 課稅標準額又は比準課稅標準額(減免税額(円) 固定 課稅標準額	9999999999999999999999999999999999999	長(職務代理者) ●●	一ジ 円) 円)
	新税 義務者 住所又は所在地 氏名又は名称 区分 土地又は家屋の所在地口 登記地目又は種類・用途 現況地目又は構造 家屋番号又は共用土地の持分割合 備考	(土地・家) 登記地積又は床面積(㎡) 建築年 現況地積又は床面積(㎡) 現況階層 非課税地積又は床面積(㎡) 現況階層	屋)課税明細書 不動産番号 評価額(円) 小規模住宅用地 一般住宅用地 上記以外の土地	毎年本号 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間	製稅標準額(円) 果稅標準額又は比準課稅標準額(減免稅額(円) 課稅標準額又は比準課稅標準額(減免稅額(円) 固定 課稅標準額(円)	99999999999999999999999999999999999999	長(職務代理者) ● NN NN ペ 99999999 本則課稅標準額(軽減稅額(円) 和当稅額(円) 和当稅額(円) 和当稅額(円) 都計 課稅標準額 (円)	円) 円) 類類 負担水準
	新税 義務者 住所又は所在地 氏名又は名称 区分 土地又は家屋の所在地口 登記地目又は種類・用途 現況地目又は構造 家屋番号又は共用土地の持分割合 備考 土地 所在地××××××××××××××××××××××××××××××××××××	(土地・家) (土地・家) (全記地積又は床面積(㎡) 建築年 現況地積又は床面積(㎡) 現況階層 非課税地積又は床面積(㎡) 現況屋植 (XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	屋)課税明細書 不動産番号 評価額(円) 小規模在宅用地 一般住宅用地	毎年本号 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間	課稅標準額(円) 果稅標準額又は比準課稅標準額(減免稅額(円) 課稅標準額又は比準課稅標準額 減免稅額(円) 固定 課稅標準額 (円) 日定 課稅標準額 (円)	99999999999999999999999999999999999999	長(職務代理者) ●●	円) 円) 類型水準 99
	## 神祝 表 本	(土地・家)	屋)課税明細書 不動産番号 評価額(円) 小規模住宅用地 一般住宅用地 上記以外の土地	毎年本号 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間	課税標準額(円) 環稅標準額(円) 環免税額(円) 課稅標準額(円) 課稅標準額(円) 減免稅額(円) 減免稅額(円) 固定 課稅標準額 (円) 9,999,999,999,999 9,999,999,999	99999999999999999999999999999999999999	長(職務代理者) ●●	円) 円) 類類 類型 類型 第99 99
	新税 義務者 日所又は所在地 氏名又は名称 日本	(土地・家)	屋)課税明細書 不動産番号 評価額(円) 小規模住宅用地 一般住宅用地 上記以外の土地 XXXXXXXXX	毎年本号 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間	999 課税標準額(円) 果税標準額又は比準課稅標準額(減免税額(円) 課稅標準額(円) 環免税額(円) 固定 課稅標準額 (円) 9,999,999,999,999 9,999,999,999 9,999,99	99999999999999999999999999999999999999	長(職務代理者) ●● NN/NN ペ 999999999 本則課税標準額(軽減税額(円) 相当税額(円) 本則課税標準額(軽減税額(円) 相当税額(円) お計 課税標準額(円) 9,999,999,999,999,999,999,999,999,999,	円) 円) ^{都計} ^{換担水準} 99 99
	###	(土地・家)	屋)課税明細書 不動産番号 評価額(円) 小規模住宅用地 一般住宅用地 上記以外の土地	通知書番号 固定 都計 前年度間 地積	課税標準額(円) 果税標準額又は比準課税標準額(減免税額(円) 課税標準額又は比準課税標準額(減免税額(円) 固定 課税標準額 (円) 9,999,999,999,999 9,999,999,999,999 9,999,99	99999999999999999999999999999999999999	長(職務代理者) ● NN NN ~ \$ 99999999999999999999999999999	円) 円) ^{都計} 負担水準 99 99 99
	新税 義務者 日所又は所在地 氏名又は名称 日本	(土地・家)	屋)課税明細書 不動産番号 評価額(円) 小規模住宅用地 一般住宅用地 上記以外の土地 XXXXXXXXX	毎年本号 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間 前年度間	課税標準額(円) 果税標準額(円) 乗税標準額(円) 課稅標準額(円) 課稅標準額(円) 無稅標準額(円) 固定 課稅標準額(円) 固定 課稅標準額(円) 9,999,999,999,999 9,999,999,999,999 9,999,99	99999999999999999999999999999999999999	長(職務代理者) ● ● NN NN ペ 99999999 本則課稅標準額(軽減稅額(円) 相当稅額(円) 相当稅額(円) 相当稅額(円) 相当稅額(円) 都計 課稅標準額 (円) 9,999,999,999,999,999,999,999,999,999,	円) (本計 負担水準 99 99 99 99 99 99
	###	(土地・家)	屋)課税明細書 不動産番号 評価額(円) 小規模住宅用地 一般住宅用地 上記以外の土地 XXXXXXXXX 9,999,999,999,999	自知書番号 国定 前年度 前年度 地積 固定 都計	課税標準額(円) 课税標準額(円) 課免税額(円) 課免税額(円) 課税源準額(內) 果稅標準額又は比準課稅標準額(減免税額(円) 固定 課稅標準額 (円) 9,999,999,999,999 9,999,999,999,999 9,999,99	●●●計 999999999 (円) (円) 固定 負担水準	長(職務代理者) ● ■ NN NN ペ	円) ### 類型
	###	(土地・家)	屋)課税明細書 不動産番号 評価額(円) 小規模住宅用地 一般住宅用地 上記以外の土地 XXXXXXXXX 9,999,999,999,999	面知書番号 「前年度版 前年度版 前年度版 前年度版 前年度版 「	課税標準額(円) 環税標準額(比準課税標準額(減免税額(円) 課税標準額(は) 課税標準額(円) 固定 課税標準額 (円) 9,999,999,999,999 9,999,999,999,999 9,999,99	●●●計 999999999 (円) (円) 園定 負担水準	● (職務代理者) ● ● NN NN ペ	円) 「中) 「お計 負担水準 99 99 99 99 99 99 99 99 99
	###	(土地・家)	屋)課税明細書 不動産番号 評価額(円) 小規模住宅用地 一般住宅用地 上記以外の土地 XXXXXXXXX 9,999,999,999,999	自知書番号 国定 前年度 前年度 地積 固定 都計	現税標準額(円)	●●●計 999999999 (円) (円) 固定 負担水準	長(職務代理者) ● ■ NN NN ペ	円) 円) 類型 負担水準 99 99 99 99 99 99 99 99

(2) 個人住民税

≪変更点≫

・現様式では、住所・氏名や納付額等の通知部分と所得金額や課税標準額等の課税明細部分で2枚であったが、 新様式では1枚の通知に統一される。



(2) 個人住民税



課税明細部分

新様式(下段)

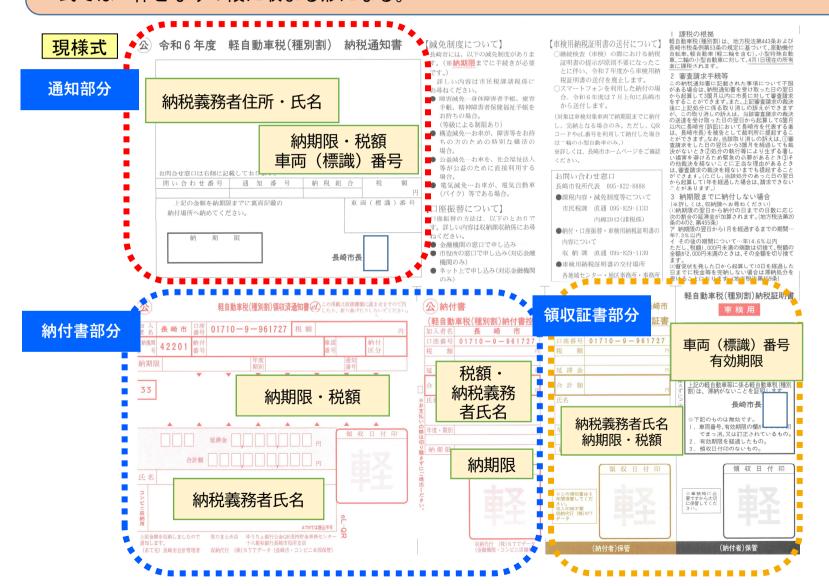
▼所得金額等	183	▼所得控除額	18	▼課稅標準額	ité.	
営業等所得	1,000,000	維損控住	380,000	総合課標	9, 316, 000	
農業所得	1, 200, 000	医療控住	100,000			
不動產所得	1,500,000	社保控住	50,000			
利子所得	100,000	小規控住	200,000			
配当所得計住	979,000	生保控住	23,000			
給与収入	5, 000, 000	地保控住	5,000			
「得調整控除二項	100,000	障・寡・ひ・勤	260,000	· ·	市民税	県民税
算後給与所得	3,460,000	配偶者·扶養控除	1,040,000	算出税額	558, 960	372, 640
年金収入	5,000,000			調整控除額	1,500	1,000
算出年金所得	3, 565, 000			税額控除額	15, 664	11,748
総合短特前	10,000			減免額	15,004	11, 140
総合長特前	100,000	基礎控除	430,000	配当割等控除額	-	
一時特前	100,000	控除合計	2, 488, 000	所得割額	505, 700	335, 900
算出譲渡一計	0	配当割額		均等割額	3,000	1,000
肉用牛所得	500,000	譲渡所得割額		8V		
免税所得	200,000	●控除内訳		森林	環境税額	1,000
非課税所得	100,000	控 配 無	特定扶養	年 税 額 ((住民税及び森林環境税の額)	846, 600
金以外合計所得	9, 039, 000	普通扶養 2	老人扶養 1	給与から	の特別徴収税額	
	-1,111,111	间居老人	特別障害	公的年金カ	いらの特別徴収税額	39, 600
合計所得金額	12, 504, 000	同居特障	本人障害 普通障害	差引普通微収税額	(本年度納めていただく額)	807, 000
繰越損失額		普通障害 本人該当	16歳未満 2		控除不足額	
- DIO 2017 (185)		4 / B = 1	10/86/10/96		(うち還付額)	

課税明細 (所得金額・所得控除額・課税標準額・税額)

(3) 軽自動車税

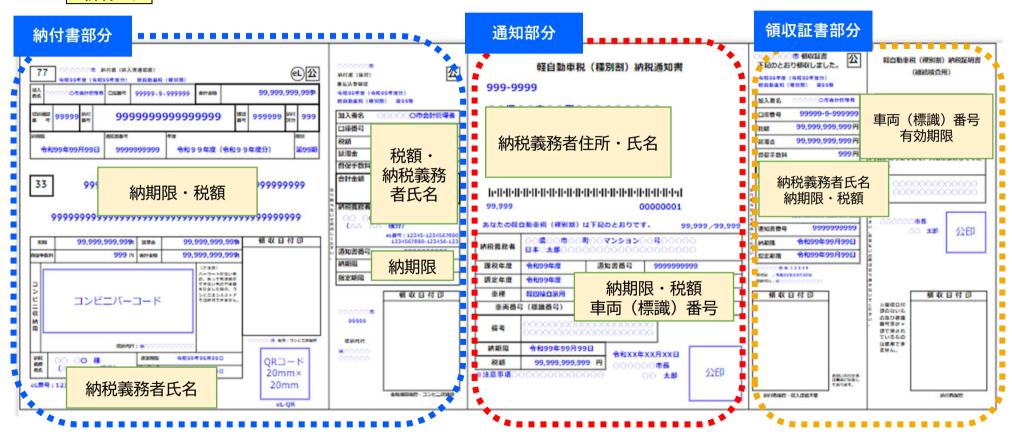
≪変更点≫

・現様式では、住所・氏名や税額等の通知部分と納付書・領収証書部分が上下2段で独立しているが、新様式では一体となり1段に収まる形になる。



(3) 軽自動車税

新様式



	_	予算説明書	1	击 ** ** **	文 佑 贞石			
ページ	款	項	目	番号	事 業 名	予算額		
142~143	2 総務費	2 徴税費	2 賦課費	1 – 6	個人住民税課税システム整備費	千円 349,069		

1 事業概要

長崎市は、住民記録や税など自治体の主要な20業務を処理するシステムについて、原則として令和7年度末までに現行のシステム事業者が開発する標準準拠システムに移行することとしており、個人住民税の賦課で使用している個人住民税課税システムについては、令和8年1月を移行予定としている。標準準拠システムへの移行にあたり、関連して必要となるコンビニでの証明書交付に係るシステム改修費や新様式の納付書等の読み取りテスト費用等の予算を計上するもの。

2 事業内容

システム構築関連費

事業名	業務	金額(千円)
標準準拠システム移行業務委託	現行システムを標準準拠システムへ移行するためのもの。改修期間:R5~7年度 ※令和5年度に債務負担行為設定済 R5 350千円 R6 260,493千円	222, 780
コンビニ交付システムにかかるデータ 連携機能実装業務委託	 個人住民税課税システムでのコンビニでの税証明発行を可能とするためのもの。 	29, 700

システム運用関連費

事業名	業務	金額(千円)
ガバメントクラウド利用料	標準準拠システムを使用するにあたり、クラウド上にサーバーを構築したうえで、データ交信のための通信費として発生するもの。 (1年分)	42, 306
個人住民税課税システム 保守業務委託	標準準拠システムに移行した個人住民税課税システムの保守を行うためのもの。 (3か月分)	24, 585
標準準拠システム対応パソコン購入	標準準拠システムに対応したパソコンを購入するためのもの。	14, 144
イメージファイリング等サーバー 賃借料	イメージファイル(大容量情報)をガバメントクラウドに保存した場合、データの交信に係る通信費が高くなるため、自社のサーバーで運用するためのもの。 (1年分)	2, 200

その他関連費

事業名	業務	金額(千円)
個人住民税課税システムアカウント 導入業務委託	各地域センター等で証明書を発行するためのソフトウェア等を導入するもの。	12, 754
納付書及び納入書読み取りテスト 業務委託	新様式の納付書及び納入書の読み取りテストを行うもの。	600

3 スケジュール

~標準準拠システム作業等日程~



4 財源内訳

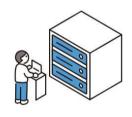
			財源内訳		
事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
千円 349,069	千円 -	千円 -	千 円 -	千円 284,437	千円 64,632

※ デジタル基盤改革支援補助金(補助率10/10)

【補助対象経費】標準準拠システム移行業務委託 222,684千円

コンビニ交付システムにかかるデータ連携機能実装業務委託 29,700千円 ガバメントクラウド利用料(令和7年4月~12月のシステム構築期間分)31,453千円 納付書及び納入書読み取りテスト業務委託 600千円





自治体情報システムの標準化・共通化

これまでの取組・現状

- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
- ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
- ·住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい 等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務(※)について、標準化基準に適合した情報システム (標準準拠システム)の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。

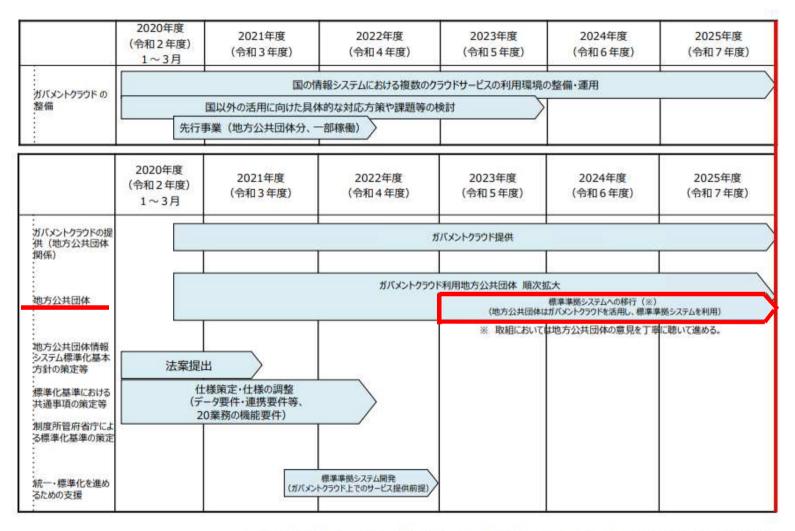
※ 20業務(児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、 戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金)

目標・成果イメージ

- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 令和7年度までに、標準準拠システムへの円滑な移行を目指す。

情報システムの標準化イメージ 【標準化前】 【標準化後】 X社 Ył± X社 Y社 00 00 00 ベンダ間の移行を 円滑化: カスタマイズなし カスタマイズなし カスタマイズあり カスタマイズなし カスタマイズあり カスタマイズなし 個別に仕様を 共間で仕様を 個別に仕様を 個別に仕様を 標準仕様に基づくシステムを利用(全国規模のクラウドを想定) 作成·発注 作成·発注 作成·発注 作成·発注 C市 E村 B市 DET A市 B市 DIT A市 C市 E村 新機能を標準仕様に追加し、それに沿って開発 → 費用削減・迅速な普及 新機能の追加は、システムごとに個別に判断

地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール



デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年12月24日閣議決定)をもとに作成

	債 務 負 担 行 為	₩0 88	限度額
ページ	事項	期間	(設定額)
14	個人住民税課税システム改修委託 (新扶養情報連携)	令和7年度~令和8年度	千円 36,300
14	個人住民税課税システム改修委託 (eLTAX 5 期更改対応)	令和7年度~令和8年度	63, 525

1 事業概要

(1)新扶養情報連携

令和6年度税制改正大綱において、「個人住民税に係る扶養控除等を公正に適用する ため、市町村が扶養に関する情報をより効率的に把握できる情報連携の仕組みを検討す る」こととされ、情報連携には現在使用されている中間サーバー※で、<u>被扶養者に関する新たな情報を提供し、被扶養者の住所を特定することなく、情報提供ネットワークシステムを介して照会できる仕組み</u>を構築するもの。

※中間サーバーは国が所有し、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理しており、情報提供 ネットワークシステムを介して、地方団体の既存業務システムと情報の授受を行う役割を担っている。



(2)eLTAX5期更改対応

eLTAXとは、地方税共同機構が提供する地方税における手続き(申告、申請、納税等)を、インターネットを利用して電子的に行うシステムのことである。これまで対象税目※の追加等、納税者・地方団体に向けた手続拡充を図りながら、定期的にシステム更改を実施してきた経緯がある。

現在の第4期システム(令和元年更改)を令和8年9月に第5期システムに更改する予定としており、今回の更改では、納税者にとっては、eLTAX側において利用時間の拡大による利便性の向上や給与支払報告書の提出や納税手続きなどの簡略化が図られ、地方団体にとっては、課税情報のデータでのやり取りの拡大など業務の効率化などの新規機能の充実が図られることとなっている。

※対象税目:個人・法人住民税、軽自動車税、事業所税、宿泊税、市たばこ税、入湯税、固定資産税(償却資産)

2 事業内容

(1) 新扶養情報連携(改修期間:令和7年度~8年度)

中間サーバーを利用してこれまで納税義務者の情報のみを副本として登録していたものに追加して、納税義務者の扶養情報を連携・登録するもの。連携を行うことで個人課税で二重で扶養される問題など、扶養調査について効率化を図ることができる。また、給付業務においても個人住民税の非課税対象者の把握など、これまで対象者本人から確認書等を提出してもらっていたものを中間サーバーへの照会で対応が可能となる。

【経費内訳】

	事業費	事業内容					
令和7年度	12節 委託料 0千円	システム改修					
令和8年度	12節 委託料 36,300千円	システム改修、連携テスト、操作研修					

(2) eLTAX 5 期更改対応(改修期間:令和7年度~8年度)

国税情報を連携するシステムの更改に合わせて、確定申告等のデータ形式の変更などに対応するほか、国税局・税務署及び地方団体の双方での課税情報の照会・回答を電子的に対応できるようにするもの。

【経費内訳】

	事業費	事業内容
令和7年度	12節 委託料 0千円	システム改修
令和8年度	12節 委託料 63,525千円	システム改修、連携テスト、操作研修

3 スケジュール

(1)新扶養情報連携

	令和7年度													4	令和 8	8年度	Ę							
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
構築												-→	•											
テスト														\longrightarrow										
稼働																								

(2) eLTAX 5 期更改対応

	令和7年度									令和8年度														
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
構築	築 ————————————————————————————————————										>													
テスト																								
稼働																								—

4 財源内訳

事項		財源内訳											
・ ・	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源							
新扶養情報連携	千円 36,300	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 36,300							
eLTAX 5 期更改対応	63, 525	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 63,525							

◎ 地方税務手続のデジタル化 (抜粋)

- 地方税関係通知のうち、固定資産税、自動車税種別割等の納税通知書等について、eLTAX 及びマイナポータルの更改・改修スケジュール等を考慮しつつ、納税者等からの求めに応じて、eLTAX 及びマイナポータルを活用して電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。
- 個人住民税において、扶養控除等を公正に適用するため、税務システムの標準化等の スケジュールを考慮しつつ、<u>市町村が扶養に関する情報をより効率的に把握できる情報</u> 連携の仕組みを検討する。
- 今後、デジタル社会の基盤として個人番号(マイナンバー)を活用することがますます重要になる。このため、課税情報とマイナンバーの紐付けが確実に行われることが必要であることから、地方公共団体において適切かつ速やかな紐付け及び副本登録が確実に行われるよう促すこととし、令和6年度中を目途に地方公共団体における実施状況のフォローアップを行う。

1 市税の状況 (1) R7当初予算

令和7年度市税当初予算額 601.6億円

(R6当初予算額 550.5億円)

個人市民税 201.1億円

法人市民税 58.3億円

固定資産税 237.4億円

軽自動車税 11.4億円

市たばこ税 27.5億円

入湯税 0.6億円

事業所税 18.3億円

都市計画税 43.3億円

宿泊税 3.7億円

〈一般会計予算に関する説明書 24~25ページ〉

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
1 市税			60,160,813	55,045,574	5,115,239	9.3
	1 市民税		25,945,945	23,023,584	2,922,361	12.7
		1 個人	20,114,239	17,744,310	2,369,929	13.4
		2 法人	5,831,706	5,279,274	552,432	10.5

(単位:千円•%)

税目	主な増減理由
個人市民税	●定額減税終了による増 +15.6億円 ●納税義務者は912人減(189,532人⇒188,620人)し、うち給与所得者は369人減(139,867人⇒139,498人)するものの、1人当たり給与所得が106千円増(3,274千円⇒3,380千円)すると見込んだことなどによる増 +8.0億円

税目		主な増減理由				
		日本銀行全	国企業短期経済観測記	調査をもと	こ試算	
		[区 分	R6	R7	
	●企業の堅調な業績を見込 んでの経常利益の増		県内	79.9%	44.4%	
法人市民税		経常利益 伸び率 (対前年度)	全国(製造業)	10.7%	5.1%	
		(7) 113 - 1 127	全国(非製造業)	10.2%	4.5%	
		※伸び率	医は各年12月調査数値	をもとに試	 算	

(1) R7当初予算

令和7年度市税当初予算額 601.6億円

(R6当初予算額 550.5億円)

個人市民税 201.1億円

法人市民税 58.3億円

固定資産税 237.4億円

軽自動車税 11.4億円

市たばこ税 27.5億円

入湯税 0.6億円

事業所税 18.3億円

都市計画税 43.3億円

宿泊税 3.7億円

〈一般会計予算に関する説明書 24~25ページ〉

(単位:千円・%)

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
1 市税	2 固定資産税		23,738,990	21,856,748	1,882,242	8.6
		1 固定資産税	23,424,473	21,545,465	1,879,008	8.7
		2 国有資産等所在市町 村交付金及び納付金	314,517	311,283	3,234	1.0

固定資産税

●土地 負担調整措置による増 +3.0億円

●家屋 新増築等による増 +6.7億円

●償却資産 大型商業施設の開業等による増 +7.5億円

〈一般会計予算に関する説明書 24~27ページ〉

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
1 市税	3 軽自動車税		1,141,269	1,112,443	28,826	2.6
		1 環境性能割	65,277	46,857	18,420	39.3
		2 種別割	1,075,992	1,065,586	10,406	1.0

税目		主な増減理由			
軽自動車税	●環境性能割 ●種別割	税率区分の基準となる燃費基準の達成度が引き上げられたことによって 非課税対象の税率区分に該当しないこととなる車両(課税対象)の増 R6 2,232台 ⇒ R7 3,397台 (+1,165台) 軽四輪乗用(自家用車)において、買替え等により、税率が低い旧税率適			
		用車両が減し、税率の高い新税率適用車両が増することによる増 新税率適用車 R6 43,030台 ⇒ R7 47,295台 (+4,265台)			

(1) R7当初予算

令和7年度市税当初予算額 601.6億円

(R6当初予算額 550.5億円)

個人市民税 201.1億円

法人市民税 58.3億円

固定資産税 237.4億円

軽自動車税 11.4億円

市たばこ税 27.5億円

入湯税 0.6億円

事業所税 18.3億円

都市計画税 43.3億円

宿泊税 3.7億円

〈一般会計予算に関する説明書 26~27ページ〉

(単位:千円・%)

	款		項	目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
1	市税	4 市	たばこ税	1 市たばこ税	2,754,128	2,809,496	▲ 55,368	▲ 2.0
	税目			主な増減理由				
	市たばこ税				Nらの比較 ▲8,451 ⇒ R6決見 425,763		20,349千本	

〈一般会計予算に関する説明書 26~27ページ〉

(単位:千円・%)

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
1 市税	5 入湯税	1 入湯税	60,687	56,357	4,330	7.7

税目	主な増減理由					
		区分	R6	R7	増減	
入湯税	●新規施設の開業に伴う 施設利用者数の増	宿泊入浴者数	307,057人	312,469人	+5,412人	
		日帰り入浴者数	343,274人	460,560人	十117,286人	

〈一般会計予算に関する説明書 26~29ページ〉

款	項	B	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
1 市税	6 事業所税	1 事業所税	1,825,296	1,765,415	59,881	3.4

税目	主な増減理由
事業所税	●事業所新設等による増 +0.5億円

(1) R7当初予算

令和7年度市税当初予算額 601.6億円

(R6当初予算額 550.5億円)

個人市民税 201.1億円

法人市民税 58.3億円

固定資産税 237.4億円

軽自動車税 11.4億円

市たばこ税 27.5億円

入湯税 0.6億円

事業所税 18.3億円

都市計画税 43.3億円

宿泊税 3.7億円

〈一般会計予算に関する説明書 28~29ページ〉

(単位:千円・%)

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
1 市税	7 都市計画税	1 都市計画税	4,327,487	4,096,315	231,172	5.6

税目	主な増減理由			
都市計画税	●土地 負担調整措置による増 +0.8億円			
和川計画优	●家屋 新増築による増 +1.3億円			

〈一般会計予算に関する説明書 28~29ページ〉

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
1 市税	8 宿泊税	1 宿泊税	367,011	325,216	41,795	12.9

税目	主な増減理由				
宿泊税	●新規宿泊施設の開業等による宿泊者数の増 (当初からの比較 +265,800人) R6当初 2,470,937人 ⇒ R6決見 2,660,876人 ⇒ R7当初 2,736,737人				

【参考】宿泊税の活用事業

①サービス向上・消費拡大 41.597千円 (事業費 93.113千円) ○観光地域づくり推進費 33.858 (37.539) ・多様なインバウンドニーズへの対応支援 17.091 サステナブルツーリズムの推進 8.441 ・英語ガイドの育成 8.326 ○長崎さるく推進費 2.739 (41.574) ・長崎さるくの情報発信、ガイド研修 〇食:観光高付加価値化事業費 5.000 (14.000) 和華蘭グルメの磨き上げや食のコンテンツ造成 導入への支援 ②情報提供 172,107千円 (事業費 232.153千円) ○観光地域づくり推進費 153,047 (176,119) *案内板の改修 ・デジタル広告・OTA等によるプロモーション 91.808 ・観光ワンストップサイトにおける情報提供 34.726 4)資源磨き ・各市場(国内・インバウンド・MICE)の特性に応じたセールス による誘致活動 19.795 ·MICE参加者市内回遊促進施策 6.718

活用額合計

367,011千円

③受入環境整備

64.833千円 (事業費 295.332千円)

- ○観光地域づくり推進費 19.471 (68.298)
 - ・市民及び市内事業者のおもてなし機運醸成 10.945
 - ・事業者ネットワークの活性化支援 8.526
- ○観光客受入環境整備費 2.129(11.172)
 - ・オーバーツーリズム対策警備実施
- 〇総合観光案内所運営費 12,105 (34,052)
- 〇路面電車におけるタッチ決済機器

23.000 (138.000)

- ○公衆トイレの改修 5,750 (40,750)
- 〇観光産業人材育成事業費 1,718 (1,718)
- ・小中学校における「観光教育出前授業」の実施
- ○観光資源魅力推進費 660(1.342)

23.200千円(事業費 282.000千円)

- 〇国指定重要文化財旧長崎英国領事館
 - 英国領事館における展示等の実施設計及び整備

⑤緊急時の対応等

50.000千円

- 〇観光交流基金積立金
- ●宿泊税賦課費 15.274千円(事業費 15.278千円)
- 宿泊税賦課業務に係る費用及び宿泊税特別徴収事務報償金

○観光客誘致推進費

ノマド誘客

3.000 (9.124)

5,810 (26,410)

・長崎市を舞台とした映画、ドラマ等の作品や出演する著名人を 活用したPR

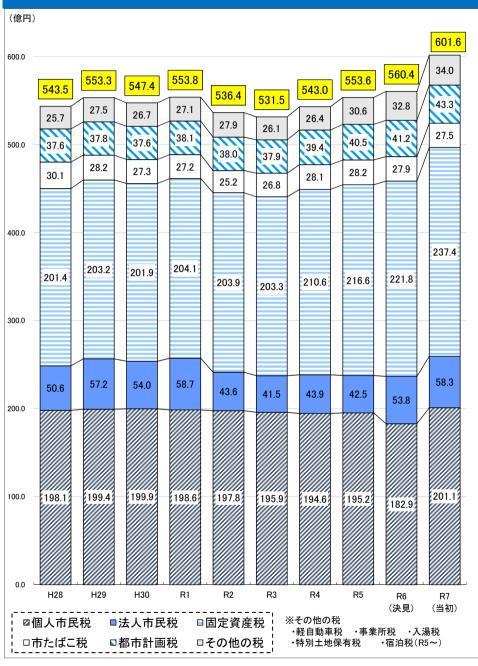
・万博を契機とした他都市との連携プロモーション、海外デジタル

〇インバウンド誘致広域連携事業費 10.250(20.500)

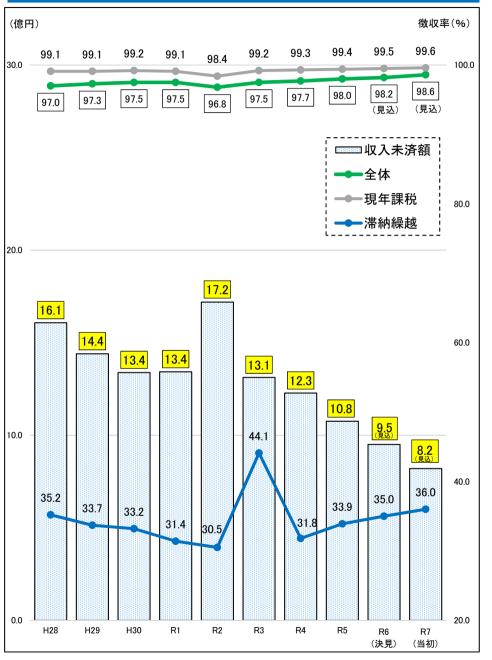
〇さしみシティ推進事業費

・さしみシティの域外へのPR

(2) 市税収入額の推移



(3) 市税の徴収率及び収入未済額の推移



2 地方譲与税・交付金・地方交付税の状況 (1) 地方譲与税 R7当初予算

〈一般会計予算に関する説明書 28~33ページ〉

(単位:千円•%)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
2 地方譲与税		976,506	1,040,238	▲63,732	▲ 6.1
	1 地方揮発油譲与税	199,048	201,466	▲ 2,418	▲ 1.2
	2 自動車重量譲与税	685,147	752,377	▲ 67,230	▲8.9
	3 地方道路譲与税	1	1	0	_
	4 特別とん譲与税	6,531	6,591	▲60	▲0.9
	5 森林環境譲与税	85,779	79,803	5,976	7.5

	課税標準	根拠法令	譲与総額	譲与基準	増減理由
1 地方揮発油 譲与税	製造場からの移出 又は保税地域から の揮発油引取数量	地方揮発油讓与 税法	税収入額の全額	●都道府県:58/100 ●市町村: 42/100 •1/2 市町村道の延長 •1/2 市町村道の面積	_
2 自動車重量 譲与税	車検を受ける車等	自動車重量譲与 税法	税収入額の357/1,000 (当分の間431/1,000)	●都道府県:24/357(24/431) ●市町村:333/357(407/431) ・1/2 市町村道の延長 ・1/2 市町村道の面積	R7は、地方財政計画の伸びを見 込むものの、算定の基礎とする R6交付額が当初予算と比較して 減となる見込みであることによる 減
4 特別とん 譲与税	外国貿易船の 純トン数	特別とん譲与税 法	税収入額の全額	●開港への入港に係る特別 とん税の収入額に相当する額	_
5 森林環境 譲与税	国内に住所を 有する個人	森林環境税及び 森林環境譲与税 に関する法律	税収入額に相当する 額	●都道府県:1/10 ●市町村: 9/10 •5.5割 私有林人工林面積 •2割 林業就業者数 •2.5割 人口	_

(2) 交付金 R7当初予算

〈一般会計予算に関する説明書 32~35ページ〉

	款	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
3	利子割交付金	27,708	16,030	11,678	72.9
4	配当割交付金	290,332	158,615	131,717	83.0
5	株式等譲渡所得割交付金	436,158	238,948	197,210	82.5
6	法人事業税交付金	772,640	735,835	36,805	5.0

		課税標準	根拠法令	交付総額	交付基準	増減理由
3 利子割3	交付金	預貯金の利子等	地方税法 第71条の26	県民税利子割に99/100 を乗じて得た額の3/5に 相当する額		_
4 配当割3	交付金	上場株式等の配当等	地方税法 第71条の47	県民税配当割に99/100 を乗じて得た額の3/5に 相当する額	当該市町村に係る個人の 県民税額の割合で按分	県が見込む交付総額の増
5 株式等詞所得割3		上場株式等の譲渡益	地方税法 第71条の67	県民税株式等譲渡所得 割に99/100を乗じて得た 額の3/5に相当する額		県が見込む交付総額の増
6 法人事等交付金	業税	事務所、事業所を設け て事業を営む法人の 所得等	地方税法 第72条の76	法人事業税収入額の 7.7/100	当該市町村に係る従業者 数の割合で按分	_

(2) 交付金 R7当初予算

〈一般会計予算に関する説明書 34~37ページ〉

	款	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
7	地方消費税交付金	10,546,788	10,600,884	▲ 54,096	▲0.5
8	ゴルフ場利用税交付金	51,892	51,599	293	0.6
9	環境性能割交付金	81,507	70,858	10,649	15.0
10) 国有提供施設等所在市町村助成交付金	300	300	0	_

		課税標準	根拠法令	交付総額	交付基準	増減理由
7	地方消費税 交付金	消費税額 (参考) 消費税率 7.8% 地方消費税率 2.2% (消費税額の22/78) 合計 10.0%	地方税法 第72条の115	地方の消費に相当する 額等により按分し都道 府県間で清算した後の 地方消費税額の1/2	●従来分(10/22) -1/2 人口 -1/2 従業者数 ●引上げ分(12/22) -全額を人口で按分	県が見込む交付総額の 減
8	ゴルフ場 利用税交付金	ゴルフ場の利用料金・ ホール数などを基準と した「等級」ごとに決定	地方税法第103条	_	当該市町村に所在する ゴルフ場に係るゴルフ場 利用税の額の7/10	_
9	環境性能割 交付金	自動車の取得価額	地方税法 第177条の6	環境性能割に95/100を 乗じて得た額の43/100 に相当する額	·1/2 市町村道の延長 ·1/2 市町村道の面積	_
10)国有提供施設 等所在市町村 助成交付金	自衛隊が使用する施 設等の用に供する固 定資産	国有提供施設等所 在市町村助成交付 金に関する法律	_	・7/10 対象資産の価格・3/10 対象資産の種類 及び用途、当該市町村 の財政状況等で按分	_

(2) 交付金 R7当初予算

(一般会計予算に関する説明書 36ページ~39ページ)

(単位	:	千円、	%)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
11 地方特例交付金		267, 626	1, 838, 053	▲ 1, 570, 427	▲85.4
	1 地方特例交付金	261, 306	271, 732	▲ 10, 426	▲ 3.8
	2 新型コロナウイルス 感染症対策地方税減収 補てん特別交付金	6, 320	7, 041	▲ 721	▲10.2
	定額減税減収補てん 特例交付金	0	1, 559, 280	▲ 1, 559, 280	皆減

項	内 容
1 地方特例交付金	個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共 団体の減収額の全額を補てんするもの。
2 新型コロナウイルス感染症対策地 方税減収補てん特別交付金	生産性革命の実現に向けた新規設備の固定資産税の特例措置の拡充等 による減収額全額を補てんするもの。
定額減税減収補てん特例交付金	令和6年度に限り、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担 を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、納税者及 び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年度分の個人住民税1万 円の減税による減収額の全額を補てんするもの。

(3) 地方交付税 R7当初予算

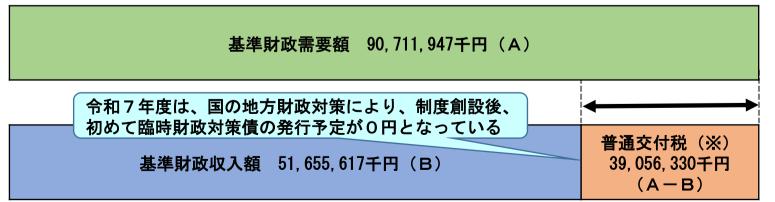
(一般会計予算に関する説明書 38ページ~39ページ)

(単位:	千	円、	%)

款	説明欄	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
12 地方交付税		40, 724, 750	37, 377, 836	3, 346, 914	9. 0
	1 普通交付税	38, 556, 330	35, 209, 416	3, 346, 914	9. 5
	2 特別交付税	2, 168, 420	2, 168, 420	0	_

説明欄	内 容		
1 普通交付税	国税収入のうちの一定割合分について、地方公共団体が等しく行うべき事務を行うことができるよう、一定の基準により国から交付されるもの。地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図るため、国庫支出金とは異なりその使途は特定されていない。地方交付税総額の94%が普通交付税として交付される。		
2 特別交付税	普通交付税で補足されなかった特別の財政需要や災害等のための特別の財政需要に対して交付されるもの。地方交付税総額の6%が特別交付税として交付される。		

(参考) 普通交付税の 算定イメージ図



※ うち5億円は今後補正の財源として留保